

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則

(平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長知)

最終改正：平成27年3月30日 国土籍第268号

1. 総則

(1) 目的

この細則は、地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）（以下「工程管理・検査規程」という。）に基づく管理及び検査の実施に際して、その基準を統一して、必要な精度又は正確さを確保することを目的とする。

(2) 工程管理及び検査の時期

地籍調査を実施する者（国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第10条第2項の規定により国土調査の実施を委託された法人を除く。以下「実施者」という。）が行う工程管理及び検査は、原則として工程管理にあっては各工程小分類の作業の終了後、検査にあっては各工程の作業の終了後速やかに実施するものとする。ただし、認証を行う者（以下「認証者」という。）の検査については、連続する工程大分類をまとめて実施することができる。

また、やむを得ない事由により、管理又は検査の終了を待たずに後続作業を行う場合は、工程管理者又は検査者の承認を得なければならない。

(3) 工程管理又は検査の記録

工程管理又は検査を実施する場合は、A工程及びB工程を除き工程管理の記録又は検査の記録を作成するものとする。

(4) 自己点検等の徹底

自己点検は、地籍調査の成果が所定の精度を保ち、かつ、記録の記載又は表示の誤り等を防止するために行うものである。したがって、作業者は、工程小分類等の作業を終えたときは、速やかにその記録及び成果の全数点検を行うものとし、作業者は鉛筆による検符、点検者は赤インクによる検符を行うものとする。

また、外注作業にあっては、作業者の自己点検（鉛筆による検符）から工程管理の点検までの間に、主任技術者等が自社点検（赤インクによる検符）を行うものとする。

2. 工程管理

(1) 工程管理者

工程管理者は、原則として作業者と兼ねることはできない。

(2) 作業体制、作業方式等の変更

工程管理者は、地籍調査作業規程準則（以下「準則」という。）及び同運用基準（以下「運用基準」という。）の規定の範囲内において、作業体制、作業方式等の変更を作業者等に指示できるものとする。ただし、その変更が準則に定めのない方法による場合には、当該指示の前に準則第8条の規定による承認を受けるものとする。

(3) 工程管理者の点検

工程管理者は、観測手簿や精度管理表等の成果品の数値の点検や個々の記載内容の照合、確認を行うものとする。なお、電磁的記録を除き点検箇所には検符を付すものとする。

る。

(4) 実地確認

点検測量実施点数のうちの概ね30%の点数について点検測量に立会うとともに、点検測量に関する観測簿、計算簿及び精度管理表の全数について点検を実施する。

点検測量の立会いは、点検測量が概ね70%終了した後に行うことを標準とする。ただし、現地の作業進捗状況等を勘案して工程管理者の判断により、点検測量の進捗状況に関わらず立会を行うことができる。この場合、立会の実施後に行われる点検測量に関する観測簿、計算簿及び精度管理表の全数点検を実施したことをもって実地確認が完了したものとする。

外注により実施する場合は、やむを得ない場合を除き主任技術者を同行させるものとする。

3. 検査

(1) 検査の内容

外注作業に係る実施者の検査は、原則として納品検査と一体的に行うものとする。

精度管理表等の成果品の数値の検査を行ったときは、電磁的記録を除き検符を付すものとする。なお、電子納品された成果品は、地籍調査電子納品要領（平成17年4月6日付け国土国第12号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づき検査を行うものとする。

電子媒体に格納された成果の配置・格納については、地籍調査成果電子納品チェッカー等により検査することができるものとする。

(2) 検査の委託

検査の業務については、地籍調査に経験の深い者等に委託することを妨げないものとする。ただし、外注作業の検査にあつては、当該外注先及び当該外注先と利害関係のある機関に委託してはならない。

4. 抽出の方法

(1) 抽出の方法

抽出は、可能な限り同一地域に集中しないように平均的に行うものとする。

(2) 抽出数

抽出数は、小数点以下を切り上げて算出するものとする。

なお、E、H工程においては、全数の一定割合による抽出数が10未満の場合は、抽出数を10以上とする。ただし、全数が10未満の場合は、全数を対象とする。

(3) 再点検又は再検査における抽出

再点検又は再検査における抽出は、原則として当初の点検又は検査で抽出したものを除くものとする。

ただし、点検又は検査に合格しなかったものについては、必ず、再点検又は再検査を行うものとする。

5. 第三者機関による地籍調査成果品の検定

地籍調査の成果品については、技術的能力を有し、かつ組織としての体制が確立された機関として国土地理院に登録されている検定機関のうち、以下の基準を満たす機関による検定を受けることができる。

① 測量成果の検定機関として、公平性を確保できる機関であること。なお、公平性を確保できる機関とは、検定を受ける者との間に次に掲げるいずれかに該当する関係がない機関をいう。

ア 資本関係 親会社と子会社の関係、又は親会社を同じくする子会社同士の関係

イ 人的関係 一方の会社の職員が、他方の会社の職員を現に兼ねている関係

ウ 複数の法人により構成される機関とその機関を構成する法人の関係

エ ア、イ又はウと同視しうると認められる関係

オ その他利害の影響を受けることがあると認められる関係

② 準則等を満たす測量成果検定要領を備えていること。

なお、検定を受けた場合は、実施者が行う工程管理又は検査における下記の要目に代えて、第三者機関の発行する当該成果品の検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行うものとする。これらの場合にあっても、測量作業全体の精度の把握を行うため精度管理表の確認を行うことが望ましい。

なお、検定を受けた場合は、実施者が行う工程管理又は検査における下記の要目に代えて、第三者機関の発行する当該成果品の検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行うものとする。これらの場合にあっても、測量作業全体の精度の把握を行うため精度管理表の確認を行うことが望ましい。

(1) C、D及びPC工程

① 観測及び測定（C 4、D 4及びPC 2）

1%以上の観測簿の点検

② 計算（C 5、D 5及びPC 3）

1%以上の計算簿の点検

精度管理表の全数点検

③ 取りまとめ（C 7、D 7及びPC 5）

網図の全数点検

5%以上の成果簿の点検

④ 実施者検査（C 8、D 8、PC 6）

精度管理表の全数検査

(2) FI工程

① 観測及び測定（FI 3）

1%以上の観測簿の点検

放射法における距離測定観測簿の全数点検

② 計算（FI 4）

1%以上の計算簿の点検

精度管理表の全数点検

- ③ 取りまとめ（F I 6）
配置図の点検
5%以上の成果簿の点検
- ④ 実施者検査（F I 7）
精度管理表の全数検査

(3) F II 工程

- ① 観測及び測定（F II 2）
1%以上の観測簿点検
放射法における距離測定観測簿の全数点検
単点観測法における整合性の確認のための比較計算の全数点検
- ② 計算及び筆界点の点検（F II 3）
精度管理表の全数点検
単点観測法における整合処理の適切性の点検

6. 工程管理及び検査の実施要領

(1) A 工程

全体計画の作成（A 1）及び関係機関との調整（A 2）においては、管轄登記所及び公物管理者との十分な事前協議並びに国土調査法第19条第5項指定対象事業との調整に特に留意するものとする。（なお、括弧内の番号は、工程管理・検査規程別表－1 工程管理及び検査の要目一覧表に示す工程小分類番号である。以下同じ。）

(2) B 工程

実施組織の確立（B 1）においては、「地籍調査室」等を設置して、適応の専任職員を確保するとともに、研修の機会を設ける等して専任職員の養成に努めるものとする。

外注先の選定（B 3）においては、外注先として選定した者が仕様書等の契約関係図書（以下「契約関係図書等」という。）に記載した要件を満たしているかを確認する。

趣旨の普及（B 5）においては、準則第2条の規定に照らして、地元説明会、市町村広報、パンフレットの配布等を十分に行うことにより、あらかじめ地籍調査の意義及び作業の内容等を一般に周知させ、その実施について土地の所有者、その他の者の協力が十分に得られるように努めるものとする。

(3) C 工程、D 工程及びP C 工程

① 作業の準備（C 1、D 1及びP C 1）

所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施できるよう、工程管理者が中心となって工程計画を練り上げ、それをわかりやすい工程管理表に取りまとめるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保、適正な外注先の選定及び関係機関との事前調整等に努めるものとする。

外注作業の場合は、外注先として選定した者から業務計画書等を提出させ、作業体制、業務計画表及び測量機器等について工程管理表、運用基準別表第4及びその他契約関係図書等に照らして適切であるかどうかを点検する。

② 選点（C 2及びD 2）

地籍図根三角點選点図又は地籍図根多角點選点図（以下「選点図」という。）は、地籍図根三角點選点手簿又は地籍図根多角點選点手簿を資料として、新点及び多角路線の配置が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検する。特に、新点の設置位置については、標識の永久的な保全及び管理が可能な場所であるかどうかを点検し、不適当なものについては再作業を行わせる。

地籍図根三角測量平均図又は地籍図根多角測量平均図（以下「平均図」という。）は、選点図及び選点手簿等を資料として、網の構成が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検し、場合によっては再作成を行わせる。網構成の適切性の検討に当たっては、国土地理院の意見を求めることができるものとする。なお、選点図及び平均図は、標識の設置立会に併せて確認することが望ましい。

平均図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認したうえ承諾する。

③ 標識の設置（C 3 及び D 3）

当該測量の新点 1 点以上について、新点の標識の設置が適切に実施されているかどうかを現地において立会の上、点検する。なお、設置する標識の規格の確認を兼ねて設置作業当初において本立会を実施することが望ましい。

また、設置状況を記録した写真については標識の構造、写り具合等について全数点検する。

④ 観測及び測定（C 4、D 4 及び P C 2）

当該測量の観測手簿及び観測記簿（以下「観測簿」という。）の頁数の 1 % 以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量器機が運用基準別表第 4 及び業務実施計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定値の訂正、検符漏れ等がないか、観測及び測定結果が運用基準別表に規定する制限内であるかどうかを点検する。また、地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成 20 年 10 月 8 日付け国土第 267 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知。以下「記載例」という。）に照らして適正であるかどうかを点検する。

⑤ 計算（C 5、D 5 及び P C 3）

当該測量の計算簿の頁数の 1 % 以上を抽出して、その計算結果について運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するとともに、精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検する。なお、計算簿の計算結果の点検は実地確認における点検と併せて実施することができるものとする。

注：電子基準点のみを与点とした G N S S 法による場合は、C 5 及び P C 3 においてセミ・ダイナミック補正が適正に行われているかを点検する。

⑥ 点検測量（C 6、D 6、P C 4）

当該測量の点検測量の概ね 30 % の点数について現地に立会うとともに、点検測量に関する観測簿等について C 4 等に準じて点検し、点検測量値と採用値の比較結果を点検する。

さらに、点検測量に関する精度管理表の全数について、C 5 等に準じて点検する。

⑦ 取りまとめ（C 7、D 7 及び P C 5）

当該測量の網図の全数について、多角網の路線を示す辺及びその次数を示す辺の色、与点、新点及び既設の図根点等の記号、名称並びにそれらの表示位置について、平均図と対照しながら、その記載内容が記載例等に照らして適正であるかどうかを

点検する。また、成果簿の総頁数の5%以上を抽出して、網図及び計算簿と対照しながら、誤記、脱落、検符漏れ等がないかどうか点検するとともに、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検する。

⑧ 実施者検査（C8、D8及びPC6）

当該測量の精度管理表（点検測量を含む。）の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査する。

また、当該測量の成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査する。

さらに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

⑨ 認証者検査（C9、D9及びPC7）

当該測量の精度管理表（点検測量を含む。）の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査する。

また、当該測量の成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査する。

さらに、工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

(4) E工程

① 作業の準備（E1）

測量機器についての点検を除き、C1等と同じ。

② 作業進行予定表の作成（E2）

C工程等の作業の準備において示した「工程管理表」を「作業進行予定表」として作成するものとする。なお、この予定表の作成に当たっては、地籍調査推進委員会等の助言を参考にして、作業計画の適切性の確保に努める。

③ 単位区域界の調査（E3）、市町村境界の調査（E7）

作業による現地踏査の結果を勘案しながら、登記所地図等と地形図とを対照することにより、単位区域界及び市町村境界が適正に確認されているかどうかを点検するとともに、不明確な箇所がある場合には、現地踏査、地元精通者の助言等によりその適正な確認に努めるものとする。なお、市町村境界の調査は、原則として単位区域界の調査と同時に行うとともに、工程管理者は、関係市町村及び土地所有者等の立会及び同意の状況を点検するものとする。

④ 調査図素図等の作成（E4）

調査前筆数の5%以上を抽出して、準則第16条、運用基準第8条等に照らして適正かどうか、あわせて、登記所地図、土地登記簿、調査図素図、地籍調査票等を照合し、調査図素図等における当該筆の所有者、地番、地目、地積、境界、位置等の記載及び表示に誤りがないかどうかを点検する。

また、調査図一覧図の記載が、準則第17条、運用基準第9条等に照らして適正かどうかを点検する。

⑤ 現地調査の通知（E 5）

現地調査の通知文書の発送前に、現地調査の時期及び土地所有者、利害関係人等の把握の適切性を点検する。

また、住所不明所有者等の調査、処理の適切性を点検する。

⑥ 標札等の設置（E 6）

筆界標示杭は、毎筆の土地の筆界点に隣接土地所有者等と協議の上、現地調の着手までに設置するものであるが、その設置に当たっては、事前に土地所有者等に対してその趣旨、作業の内容等を十分説明し、これらの者の協力が得られるように努めるものとする。

実施者が、土地の表示等を記載した標札を設置する場合には、その5%以上を抽出して、地籍調査票と照合し、当該標札の記載に誤りがないかどうかを点検する。

なお、標札の設置に代えて書面を交付する場合においても同様とする。

⑦ 現地調査（E 8）

現地調査における準則第30条第3項（土地所有者等の所在が明らかでない場合）、準則第31条（地番が明らかでない場合等）、第34条（新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合）及び第35条（滅失した土地等がある場合）に基づく処理については、その全数について調査図、地籍調査票等と照合して、現地調査の適切性を点検する。

⑧ 取りまとめ（E 9）

調査前筆数の5%以上を抽出（E 4の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合（地番対照表を作成している場合はこれを地籍調査票と照合）し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による訂正等が適正に行われているかどうかを点検する。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地において点検する。

⑨ 実施者検査（E 10）

調査前筆数の1%以上を抽出（E 9の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による訂正等が適正に行われているかどうかを検査する。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地において検査する。

また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名及び押印の有無について、その全数を検査する。

さらに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

⑩ 認証者検査（E 11）

調査前筆数の1%以上を抽出して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査

による訂正等が適正に行われているかどうかを検査する。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地において検査する。

また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名及び押印の有無については、その全数を検査する。

さらに、工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

(5) F工程

① 細部図根測量の準備 (F I 1)

C 1 等と同じ。

② 選点及び標識の設置 (F I 2)

細部図根点の選点位置及び密度が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検する。

多角測量法による場合は、C 2 等に準じて平均図を点検する。

T S 法により放射法を実施する場合は、特に準則第 6 4 条に照らして適切かどうかを点検する。

新点数の 5 % 以上を抽出して、細部図根点の標識が適切に設置されているか現地点検を行う。

なお、平均図の承諾後に変更協議があった場合は、良否を確認したうえ承諾する。

③ 観測及び測定 (F I 3)

C 4 等と同じ。

T S 法により放射法を実施した場合は、距離測定観測簿の全数について、準則第 6 4 条に照らして適正に実施されているかどうかを点検する。

④ 計算 (F I 4)

C 5 等と同じ。

⑤ 点検測量 (F I 5)

C 6 等と同じ。

⑥ 取りまとめ (F I 6)

C 7 等に準じて、細部図根点配置図及び細部図根点成果簿の点検を行う。

⑦ 実施者検査 (F I 7)

C 8 等に準じて、精度管理表の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数検査を行う。

⑧ 認証者検査 (F I 8)

C 9 等に準じて、精度管理表の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び実施者検査の記録について全数検査を行う。

(6) F II 工程

① 作業の準備 (F II 1)

C 1 等と同じ。

② 観測及び測定 (F II 2)

C 4等と同じ。

T S法により放射法を実施した場合は、距離測定観測簿の全数について、準則第70条の2に照らして適正に実施されているかどうかを点検する。

ネットワーク型R T K法により単点観測法を実施した場合は、C 4等に準じて、観測簿を点検するとともに、整合性の確認のための比較計算を全数点検する。

③ 計算及び筆界点の点検（F II 3）

C 5等に準じて、精度管理表の全数を点検するとともに、準則第72条に規定する筆界点の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを点検する。

調査後筆数の1%以上を抽出し、当該筆に係るすべての辺について座標計算による距離とT S等による実測距離との較差が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「令」という。）別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長点検を行うことができる。

なお、抽出した筆の辺数が10以上ある場合は、点検辺を10以上とすることができる。

ネットワーク型R T K法により単点観測法を実施した場合にあって、水平位置の整合処理がなされた場合は、その処理の方法について、運用基準第41条に照らして適正に実施されているかどうかを点検する。

④ 原図の作成（F II 4）

一筆地測量の成果としての原図の仕上がり、地籍図の様式を定める省令等に照らして適正かどうかを全数点検する。

なお、同時に調査後筆数の1%以上を抽出し、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

⑤ 実施者検査（F II 5）

C 5等に準じて、精度管理表の全数を点検するとともに、準則第72条に規定する筆界点の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを検査する。

筆界点成果簿より調査後筆数の1%以上について抽出（F II 3の点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係るすべての辺について座標計算による距離とT S等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長検査を行うことができる。

なお、抽出した筆の辺数が5以上ある場合は、検査辺を5以上とすることができる。

さらに、一筆地測量測量の成果としての原図の仕上がり、地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）等に照らして適正かどうかを全数検査するとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

辺長検査は、原図の作成の前に実施することができるものとする。

⑥ 認証者検査（FⅡ6）

C5等に準じて、精度管理表の全数を点検するとともに、準則第72条に規定する筆界点の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを検査する。

筆界点成果簿より調査後筆数の0.5%以上を抽出（FⅡ3の点検及びFⅡ5の検査において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係るすべての辺について座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長検査を行うことができる。

なお、抽出した筆の辺数が5以上ある場合は、検査辺を5以上とすることができる。

さらに、一筆地測量の成果品（原図、地籍図一覧図等）の出来映えが、準則、地籍図の様式を定める省令に照らして適正かどうかを全数検査するとともに、工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

実施者検査における辺長検査が原図の作成の前に実施される場合には、認証者検査における辺長検査を原図の作成の前に実施することができるものとする。

(7) G工程

① 作業の準備（G1）

C1等と同じ。

② 測定、計算及び点検（G2）

地積測定の精度管理表の全数について、誤記、誤読、誤算、脱落、検符漏れ等がないかどうか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検する。

また、調査後筆数の0.2%以上を抽出し、当該筆に係るすべての筆界点で構成する多角形の地積測定計算簿の地積と現地距離法又は現地座標法による地積との較差が令別表第4に規定する公差の範囲内にあるかどうかを点検する。ただし、視通条件等により当該筆の地積測定が困難な場合には、隣接地域の筆を選定して現地点検を行うことができる。

なお、抽出した筆界点数が5以上ある場合は、点検点を5以上（主要筆界分岐点を含めるものとする）とすることができる。

③ 取りまとめ（G3）

調査後筆数の5%以上を抽出した上、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、地籍調査票、原図等と照合して点検するものとする。

④ 実施者検査（G4）

調査後筆数の0.2%以上を抽出（G2の点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係るすべての筆界点で構成する多角形の地積測定計算簿の地積と現地距離法又は現地座標法による地積との較差が令別表第4に規定する公差の範囲内にあるかどうかを検査する。ただし、視通条件等により当該筆の地積測定が困難な場合に

は、隣接地域の筆を選定して現地検査を行うことができる。

なお、抽出した筆界点数が5以上ある場合は、検査点を5以上（主要筆界分岐点を含めるものとする）とすることができる。

また、調査後筆数の1%以上を抽出（G3の点検において抽出した筆は除く。）した上、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、地籍調査票、原図等と照合して検査するものとする。

さらに、C8等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

⑤ 認証者検査（G5）

C9等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

（8）H工程

① 地籍調査票の整理（H1）

調査前筆数の5%以上を抽出した上、当該筆に係る地籍調査票の記載に誤り及び遺漏がないかどうかを、調査図、原図、地積測定成果簿等と照合して点検するものとする。

② 地籍図原図の整理（H2）

調査後筆数の1%以上を抽出した上、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

③ 地籍簿案の作成（H3）

調査前筆数の5%以上を抽出した上、当該筆に係る地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、地籍調査票、原図等と照合して点検するものとする。

④ 数値情報化（H4）

数値情報化を実施する場合における工程管理及び検査は、地籍調査成果の数値情報化実施要領（平成14年3月14日付け国土国第594号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）によるものとする。

⑤ 実施者検査（閲覧前）（H5）

調査前筆数の1%以上を抽出した上、当該筆に係る原図及び地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。

また、FⅡ6に準じて、成果品の出来映え検査を行う。

⑥ 閲覧（H6）

閲覧の実施に当たっては、調査成果の確認が得られるよう所要の措置をするものとする。

⑦ 誤り等訂正（H7）

国土調査法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全数についてその処理が適正かどうかを点検する。

⑧ 認証申請関係書類の整理（H8）

「地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領」（以下「添付書類作成要領」という。）の規定による不所在地等調査、不立会地調

書、住所不明所有者等調書及び協議実施結果報告書については、当該調書に係る処理の経過を確認するとともに、処理等が適正かどうかを点検する。

なお、閲覧終了後速やかに認証の申請を行えるよう、手続の迅速化に努めるものとする。

⑨ 実施者検査（閲覧後）（H 9）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査する。ただし、当該申出件数が100件を超える場合には、100件以上の抽出検査とすることができる。

また、認証申請書類が、国土調査事業事務取扱要領、添付書類作成要領等に照らして適正かどうかを検査するとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかを検査する。

⑩ 認証者検査（H 10）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査する。ただし、当該申し出件数が50件を超える場合には、50件以上の抽出検査とすることができる。

また、認証に係る調査前筆数の1%以上を抽出した上、当該筆に係る地籍図及び地籍簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。

さらに、F II 6に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

なお、この検査は、認証に係る内部決裁と一体的に行うことができるものとする。

(9) PA工程

① 作業の準備（PA 1）

C 1等と同じ。

② 選点（PA 2）

C 2等と同じ。

③ 標識及び対空標識の設置（PA 3）

新設の標定点及び航測図根点数の1点以上並びに調査前筆数の1%以上を抽出して、当該新点並びに当該筆に係る各1筆界点の標識及び対空標識が適切に設置されているかどうかを現地点検する。なお、設置する標識及び対空標識の規格の確認を兼ねて設置作業当初において本立会を実施することが望ましい。

設置状況を記録した写真については、標識の構造、写り具合等について全数点検する。

④ 実施者検査（PA 4）

C 8等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

⑤ 認証者検査（PA 5）

C 9等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

(10) PB工程

① 作業の準備 (PB1)

C1等と同じ。

② 撮影実施 (PB2)

空中写真撮影の実施に先立ち、撮影に最適な時期であるかどうかを点検するとともに、撮影後においては、撮影時の気象条件等が適切かどうかを点検する。

③ 整理 (PB3)

空中写真の密着写真等の作成・整理の終了後速やかに、当該密着写真の全数が、準則第79条第1項の撮影条件に適合しているかどうかを点検する。

④ 対空標識の確認 (PB4)

新設の標定点及び航測図根点の5%以上並びに調査前筆数の1%以上を抽出して、当該新点並びに当該筆に係る各1筆界点の対空標識の確認が適正に行われているかどうかを、引き伸ばした空中写真、選点図、調査図等を対照して点検する。

⑤ 実施者検査 (PB5)

密着写真の5%以上を抽出して、準則第79条第1項の撮影条件に適合しているかどうかを検査するとともに、C8等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

⑥ 認証者検査 (PB6)

密着写真の1%以上を抽出して、準則第79条第1項の撮影条件に適合しているかどうかを検査するとともに、C9等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

(11) PD工程

① 作業の準備 (PD1)

C1等と同じ。

② 測定 (PD2)

相互接続標定計算簿により接続標定の較差(残存縦視差)が運用基準別表の制限内であるかどうか点検する。(PE2において同じ。)

③ 調整計算 (PD3)

空中三角測量の精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正かどうかを点検する。(PE3において同じ。)

④ 航測図根点の点検 (PD4)

運用基準第55条に規定する航測図根点の点検(作業者によるもの)が適正に実施されているかを精度管理表の全数をPD3に準じて点検する。

新設の航測図根点数の2%以上を抽出し、当該新点と当該新点からの視通条件が良い他の航測図根点等との間について、座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が運用基準別表第12に規定する座標の閉合差の範囲内にあるかどうかを点検する。ただし、2点以上の抽出による方向角及び距離の点検とすることができる。(PE4において同じ。)

⑤ 補備測量等 (PD5)

当該するC、D、F工程の実施要領を準用する。

⑥ 取りまとめ (PD6)

調査後筆数の1%以上を抽出し、当該筆に係るすべての辺長について座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長点検を行うことができる。

なお、抽出した筆の辺数が10以上ある場合は、点検辺を10以上とすることができる。

⑦ 実施者検査（PD7）

調査後筆数の1%以上を抽出（PD6の点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係るすべての辺長について座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長検査を行うことができる。

なお、抽出した筆の辺数が5以上ある場合は、検査辺を5以上とすることができる。

また、C8等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

⑧ 認証者検査（PD8）

調査後筆数の0.5%以上を抽出（PD6の点検及びPD7の検査において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係るすべての辺長について座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長検査を行うことができる。

なお、抽出した筆の辺数が5以上ある場合は、検査辺を5以上とすることができる。

また、C9等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録及び実施者検査の記録について適正に実施されているかどうかを検査する。

(12) PE工程

① 作業の準備（PE1）

C1等と同じ。

② 測定（PE2）

PD2と同じ。

③ 調整計算（PE3）

PD3と同じ。

④ 航測図根点の点検（PE4）

PD4と同じ。

⑤ 補備測量等（PE5）

当該するC、D、F工程の実施要領を準用する。

⑥ 取りまとめ（PE6）

C7等に準じて、航測図根点配置図及び航測図根点成果簿の点検を行う。

⑦ 実施者検査（PE7）

C8等に準じて、新点の1%以上を抽出（PE4において抽出した筆は除く。）

して辺長検査を行うとともに、成果品の出来映え検査を行う。

さらに工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

⑧ 認証者検査（P E 8）

C 9等に準じて、精度管理表の全数検査を行うとともに、成果品の出来映え検査を行う。

さらに工程管理の記録及び実施者検査の記録について適正に実施されているかどうかを検査する。

(13) P F 工程

① 作業の準備（P F 1）

C 1等と同じ。

② 原図の作成（P F 2）

F II 4に準じて、原図の仕上りの全数点検を行う。

また、同時に調査後筆数の5%以上を抽出して、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図及び地籍調査票等と照合して点検するものとする。

③ 実施者検査（P F 3）

P F 2に準じて、調査後筆数の1%以上を抽出（P F 2の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図及び地籍調査票等と照合して検査を行うとともに、原図の仕上りの全数検査を行う。

さらに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

④ 認証者検査（P F 4）

P F 2に準じて、調査後筆数の0.2%以上を抽出（P F 2の点検及びP F 3の検査において抽出した筆は除く。）して、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図及び地籍調査票等と照合して検査を行うとともに、成果品の出来映え検査を行う。

さらに工程管理の記録及び実施者検査の記録について適正に実施されているかどうかを検査する。

7. 地籍調査工程検査成績表の記載について

(1) 市町村合併があった場合の「地籍調査工程検査総括表（兼成績証明書）」について（例1）

ア 「市郡区名」欄等の記載について

法第17条第1項の公告前に市町村合併があった場合、「市郡区名」欄、「町村(区)名」欄、「単位区域名」欄及び「機関名」欄等については、合併前と合併後の名称等を二段書きで記載するか、合併前の名称等を括弧書きで併記する。

また、「備考」欄に、合併の年月日及び合併したすべての市町村名を記載するものとする。

イ 「代表者名」欄等の記載について

代表者、工程管理者、検査者等について、調査期間の途中で変更が生じた場合には、「代表者名」欄、「工程管理者名又は主任技術者名」欄及び「認証者検査者名」欄等へ二段書きで記載するか、「備考」欄に変更の経緯等を記載するものとする。

なお、地籍調査工程検査成績表の別葉についても同様とする。

ウ 「地籍調査の着手年度」欄の記載について

法第17条第1項の公告前に市町村合併があった場合は、最も早く地籍調査に着手した旧市町村の着手年度を記載する。

なお、合併した市町村の中に休止した市町村があった場合には、「備考」欄に、合併の年月日及び合併したすべての市町村名を記載するとともに、「旧〇〇町は、〇〇年度から〇〇年度休止」と記載する。

エ 「全体計画面積」欄及び「前回までの認証済面積」欄について

法第17条第1項の公告前に市町村合併があった場合は、合併した市町村の各面積を合計して記載する。

オ 「備考」欄について

「備考」欄に記載する内容が多い場合には、「備考」欄に「別紙のとおり」と記載するとともに、別紙を添付する。

(2) 市町村合併があった場合の「地籍調査工程検査成績表の別葉」について (例2)

ア 市町村合併前に検査が終了している場合は、合併前の「調査を行った者の名称」で作成するものとする。

なお、工程の途中で市町村合併が行われた場合は、前記(1)アと同様に、「市郡区名」欄、「町村(区)名」欄、「単位区域名」欄及び「機関名」欄等は、合併前と合併後の名称を二段書きで記載するか、合併前の名称等を括弧書きで併記するものとする。

イ 「検査者署名」欄については、「署名」又は「記名押印」するものとする。なお、認証請求又は承認申請に添付する添付書類については、原本の写しの添付で差し支えない。

ウ 点検又は検査を行っていない工程欄は、「-」を記載するか、斜線を引くものとする。特に、「市町村境界調査(E7)」欄については、調査区域が市町村境界に接していない場合には、「工程管理者名又は検査者名」欄及び「合否」欄に「-」を記載するか、斜線を引くものとする。

エ 工程大分類ごとに検査を行い検査成績表を作成するに当たり、後続の工程作業時に、調査前後の筆数等の増減が生じた場合には、変更が生じた工程の検査成績表の「備考」欄等に、変更事項、その理由及び増減数が明らかになるよう記載する。

オ 検査成績表別葉H中の「認証書類の整理(H8)」欄には、不所在地等調書の筆数(「2. 現地確認不能地(長狭物敷地内)」を除く欄(1、3ないし7)の筆数を合算したもの)と、不立会地調書の「不立会地の総筆数」及び住所不明所有者等調書の「住所不明所有者等に係る土地の総筆数」を合算した筆数を記載する。

なお、「認証書類の整理(H8)」欄に記載する筆数は、各調書に係る処理等が適正か否かを確認するためのものであるため、住所不明所有者等調書の筆数も必ず合算する。

(3) 第三者機関による成果検定を受け、実施者が行う工程管理又は検査における観測及び測定等の要目に代えて、当該成果品の検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行った場合は、「観測及び測定(C4)」等の「抽出数等」欄には、「-」を記載するか、斜線を引くものとし、「備考」欄に検定証明書及び検定記録によると記載する。

(例1)

(二段書きの場合)

1. 地籍調査工程検査成績総括表(兼成績証明書)―地上法の場合

都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名	調査年度					
〇〇県	コトコツツシ 国土交通市		コトコトコトコトコト 国土町国土調査の一部	平成23～24年度					
	コトケン 国土郡	コトコウ 国土町	コトコウ 大字国土調査の一部						
実施 機関	作業別機関	機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名	左の者の所属				
	責任機関	国土郡国土町	甲野太郎	千代田四郎	国土調査係				
		国土交通市	乙山次郎	桜田五郎	国土調査室				
	実行 機関	地籍図根三角測量	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部			
		地籍図根多角測量	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部			
		一筆地調査	国土郡国土町	甲野太郎	千代田四郎	国土調査係			
		細部図根測量	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部			
		一筆地測量	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部			
		地積測定	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部			
		地籍図及び地籍簿の作成	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部			
検査 終了 証明	工程大分類別		認証者検査者名	実施者検査者名	記 事				
	地籍図根三角測量	C	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉Cによる				
	地籍図根多角測量	D	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉Dによる				
	一筆地調査	E	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉Eによる				
	細部図根測量	F I	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉F Iによる				
	一筆地測量	F II	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉F IIによる				
	地積測定	G	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉Gによる				
	地籍図及び地籍簿の作成	H	霞ヶ関七郎	日比谷八郎 有楽九郎	別葉Hによる				
成 果 件 数	地籍図根 三角測量	新点数	3	点	地籍図(原図)数				
		成果簿	1冊	3	枚	精度区分	縮尺区分	図郭数	
	地籍図根 多角測量	新点数	327	点	計	1/250		面	
		成果簿	1冊	33		枚	1/500	19	面
	細部図根測量	新点数	45	点		1/1,000		面	
		成果簿	1冊	5		枚	1/2,500		面
	一筆地測量	成果簿	1冊	178		枚	1/5,000		面
	地積測定	成果簿	1冊	4		枚	計		19
	地籍調査票		2冊	630	枚	総筆数		614	筆
	地籍簿		1冊	59	枚	総面積		1.19	k㎡
	調査図		5		枚	地籍調査の着手年度		昭和60年度	
	全体計画面積		596.30		k㎡	地区コード			
前回までの認証済面積		464.90		k㎡					
備考	平成24年1月1日、国土町、運輸町、建設町が合併し、国土交通市となる。 旧運輸町は、昭和63年度から平成5年度まで休止								

※H工程時に(国土調査法第17条第1項の閲覧に関する公告前)に、市町村合併した例

(括弧書きの場合)

1. 地籍調査工程検査成績総括表(兼成績証明書)一地上法の場合

都道府県名	市区区名	町村(区)名	単位区域名		調査年度			
〇 〇 県	コクドコウツウシ 国土交通市 〔コクドゲン 国土郡〕	〔コクドチヨウ 国土町〕	コクドチヨコクドチヨウサ 国土町国土調査の一部 〔コクドチヨウサ 大字国土調査の一部〕		平成23～24年度			
実施 機関	作業別機関		機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名	左の者の所属		
	責任機関		国土交通市 (国土郡国土町)	乙山次郎 (甲野太郎)	桜田五郎 (千代田四郎)	国土調査室 (国土調査係)		
	実行 機関	地籍図根三角測量	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部		
		地籍図根多角測量	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部		
		一筆地調査	国土郡国土町	甲野太郎	千代田四郎	国土調査係		
		細部図根測量	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部		
		一筆地測量	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部		
		地積測定	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部		
	地籍図及び地積簿の作成	土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部			
検査 終了 証明	工程大分類別		認証者検査者名	実施者検査者名	記事			
	地籍図根三角測量	C	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉Cによる			
	地籍図根多角測量	D	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉Dによる			
	一筆地調査	E	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉Eによる			
	細部図根測量	FI	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉FIによる			
	一筆地測量	PH	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉PHによる			
	地積測定	G	霞ヶ関七郎	日比谷八郎	別葉Gによる			
	地籍図及び地籍簿の作成	H	霞ヶ関七郎	日比谷八郎 有楽九郎	別葉Hによる			
成果 件数	地籍図根 三角測量	新点数	3	点	地籍図(原図)数			
		成果簿	1冊	3枚	精度区分	縮尺区分	図郭数	
	地籍図根 多角測量	新点数	327	点	甲3	1/250		面
		成果簿	1冊	33枚		1/500	19	面
	細部図根測量	新点数	45	点		1/1,000		面
		成果簿	1冊	5枚		1/2,500		面
	一筆地測量	成果簿	1冊	178枚		1/5,000		面
	地積測定	成果簿	1冊	4枚	計		19	面
	地籍調査票		2冊	630枚	総筆数		614	筆
	地籍簿		1冊	59枚	総面積		1.19	km ²
	調査図		5	枚	地籍調査の着手年度		昭和60年度	
	全体計画面積		596.30	km ²	地区コード		12345678901	
前回までの認証済面積		464.90	km ²					
備考	平成24年1月1日、国土町、運輸町、建設町が合併し、国土交通市となる。 旧運輸町は、昭和63年度から平成5年度まで休止							

(例2)

10. 別葉H 地籍図及び地籍簿の作成工程検査成績表(兼成績証明書)

都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名	調査期間				
〇〇県	コト ^ド コウツシ 国土交通市		コト ^ド コウツシ 国土町国土調査の一部	平成23年9月～ 24年5月				
	コト ^ド ケン 国土郡	コト ^ド コウ 国土町	コト ^ド コウサ 大字国土調査の一部					
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名	左の者の所属			
実行機関		国土郡国土町	甲野太郎	千代田四郎	国土調査係			
		国土交通市	乙山次郎	桜田五郎	国土調査室			
実行機関		土地水測量(株)	丙川三郎	丸の内六郎	測量部			
検査終了証明	検査の種類	検査者の所属	検査者氏名	合否	検査年月日			
	認証者検査	地域振興課	霞ヶ関七郎	合	平成24年4月13日			
	実施者検査	国土調査係	日比谷八郎	合(H5)	平成23年12月22日			
		国土調査室	有楽九郎	合(H9)	平成24年4月6日			
管理及び検査の概要	工程小分類別	工程管理者名又は検査者名	合否	点検又は検査対象	抽出数等	記事		
	地籍調査票整理	H1 千代田四郎	合	859筆	43筆	(地籍調査票)		
	地籍図原図整理	H2 千代田四郎	合	614筆	10筆	(地籍図原図)		
	地籍簿案の作成	H3 千代田四郎	合	859筆	43筆	(地籍簿案)		
	数値情報化	H4 -	-	-	-	数値情報化検査成績表		
	市町村検査	H5 日比谷八郎	合	859筆 成果品	10筆 全数	(原図・簿案) (原図・簿案)		
	閲覧	H6 桜田五郎	合	-	-			
	誤り等訂正	H7 桜田五郎	合	6筆	全数	(誤り等訂正)		
	認証書類の整理	H8 桜田五郎	合	16筆	全数	(不存在地等)		
	実施者検査	H9 有楽九郎	合	6筆 認証書類 工程管理記録	全数 全数 全数	(誤り等訂正)		
認証者検査	H10 霞ヶ関七郎	合	6筆 859筆 成果品 工程管理記録 検査記録	全数 10筆 全数 全数 全数	(誤り等訂正) (地籍図・簿) (原図・簿)			
成果件数	地籍簿(案)	2冊 111	枚	地籍図(原図数)				
				精度区分	縮尺区分	図郭数		
	調査前筆数	859	筆	甲3	1/500	19	面	
	調査後筆数	614	筆					面
	調査前面積	0.93	k㎡					面
調査后面積	1.19	k㎡	計		19	面		
法17条の公告日	平成23年11月10日		閲覧期間	平成23年11月11日～11月30日				
備考	平成24年1月1日、国土町、運輸町、建設町が合併し、国土交通市となる。 数値情報化実施中							

(例3)

4. 別葉C 地籍図根三角測量工程検査成績表(兼成績証明書)

都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名	調査期間				
〇〇県	コトコウツシ 国土交通市		コトコウコトコウツシ 国土町国土調査の一部	平成23年6月～23年9月				
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名	左の者の所属			
責任機関		国土交通市	乙山 次郎	桜田 五郎	国土調査室			
実行機関		土地水測量(株)	丙川 三郎	丸の内 六郎	測量部			
検査終了証明	検査の種別	検査者の所属	検査者署名	合否	検査年月日			
	認証者検査	地域振興課	霞ヶ関 七郎	合	平成23年9月28日			
	実施者検査	国土調査室	日比谷 八郎	合	平成23年9月21日			
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名又は検査者名	合否	点検又は検査対象	抽出数等	記事	
	作業の準備	C 1	桜田 五郎	合	業務計画書等	全数		
	選点	C 2	桜田 五郎	合	1枚 1枚	全数 全数	(選点図) (平均図)	
	標識の設置	C 3	桜田 五郎	合	3点	1点 全数	(現地立会) (設置状況写真)	
	観測及び測定	C 4	桜田 五郎	合	6頁	—	(観測簿)	
	計算	C 5	桜田 五郎	合	15枚 2枚	— —	(計算簿) (精度管理表)	
	点検測量	C 6	桜田 五郎	合	1点 1枚	1点 全数	(現地立会) (精度管理表)	
	取りまとめ	C 7	桜田 五郎	合	1枚 3頁	— —	(網図) (成果簿)	
	実施者検査	C 8	日比谷 八郎	合	3枚 成果品 工程管理記録	— 全数 全数	(精度管理表) (網図、成果簿等)	
認証者検査	C 9	霞ヶ関 七郎	合	3枚 成果品 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数	(精度管理表) (網図、成果簿等)		
成果件数	地籍図根三角測量	新点数	一次	3	点	測量手法等	GPS法(スタティック法)	
			二次	—	点	測量手法等	—	
			三次	—	点	測量手法等	—	
	与点	既設の一～四等三角点	3	点	網	図	1	枚
		既設の地籍図根三角点	0	点	網図の縮尺		1/25,000	
既設の公共基準点等		0	点	成果簿	1冊	3	枚	
計画面積		1.19	k m ²	精度管理表		3	枚	
備考	検定証明書及び検定記録書による							